

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

### 指定医療機関

- ・生活保護法指定医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病医療機関
- ・労災保険指定医療機関

### 関東甲信越厚生局への届出事項

〈基本診療料の施設基準に係る届出〉

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療 DX 推進体制整備加算

〈特掲診療料の施設基準に係る届出〉

- ・がん治療連携指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・CT 撮影
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
- ・酸素単価

### ◆明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## ◆処方について

### ①一般名処方について

- ・当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として、「一般名処方」を実施しております。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品を選択することができ、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

- ・患者さんが後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を希望された場合は、選定療養の対象となり処方薬局にて通常の1～3割の患者負担とは別に自己負担（特別の料金）が発生します。

### ②長期処方・リフィル処方について

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、またはリフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。

※長期処方、リフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします

### ③処方箋の有効期限について

処方箋の有効期限は処方日を含めて4日間です。

有効期限切れによる処方箋の再発行は自費になります。

## ◆夜間・早朝等加算について

厚生労働省の規定により下記時間帯に受付した患者さんに対しては夜間・早朝等加算（50点）が適用されます。

【木曜日 18時以降】

## ◆情報通信機器を用いた診療について

当院では、オンライン診療の適切な実施に関する指針を遵守した上でオンライン診療を行っています。

なお、厚生労働省より情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないよう指導があるため、初診時の処方は行っておりません。

## ◆医療情報の取得について

当院では、マイナンバーカード（以下マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制

※1を整備しております。マイナ保険証の利用※2や問診票等を通じて診療情報を取得・活

用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※1 オンライン資格確認を行う体制

※2 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報の取得

◆医療 DX 推進、在宅医療 DX 情報活用について

当院では、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービス等の医療 DX にかかる取組を実施しています。(電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスについては今後導入予定です)

◆コンタクトレンズ検査料について

初診料 291 点

再診料 75 点

コンタクトレンズ検査料 1 200 点

【コンタクトレンズ診療を行う医師】

矢尾板 榮子

眼科診療歴：約 70 年

※過去にコンタクトレンズ検査で当院を受診されている方は再診料が適用されます。

※コンタクトレンズとは関係のない診療が行われた場合はコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料を算定いたします。

※ご不明な点がございましたらお気軽にお尋ねください。

◇保険外負担に関する事項

当院では、文書料や郵送料などの治療とは直接関係のないサービスにつきまして実費の負担をお願いしています。詳細は別紙料金表をご参照ください。